

イ 投下資本の回収可能性

長野オリンピック開催時、カーリング会場に近い宿泊施設として2億円を県から借り入れ宿泊施設の改修を行ったが、平成15年度現在返済できていない（厳密には、毎年、短期借入として無利息で県から借り、年度末に返済、翌年度期首に再度借り入れを繰り返している）。

これに加え、食堂の雨漏り等により、現時点でも約1億円の補修費用が必要と考えられる。また、これら最低限の補修を実施しても、配管・浄化槽・厨房機器等の耐用年数は40年が限界であることから、遅くとも10年後の平成26年ごろには抜本的・大規模修繕が必要と考えられる（いくらかかるかは不明）。

更に、宿泊棟で異臭が発生しているが、これは平成16年10月株式会社カルモアへ依頼した調査の結果、カビ臭であることが判明した。これによると、①当該カビが大量発生した場合、人体に影響を及ぼす危険性があること②当該カビ臭を防止するには2年に一度、消毒作業を行う（最低でも約1百万円かかる見通し）ことが必要な旨、報告されている。

このような状況を鑑みると、以前の2億円の改修資金も返済が完了していない上、最低限の補修を行っても今後も修繕及び消毒費用がかかると考えられるため、追加的に1億円を支出しても回収可能性は乏しいと考えられる。

（3）結論（意見）

以上の（1）（2）を考慮すると、高原荘は早い時期に廃止（要望があった場合には地元市町村等への譲渡）の方向で検討することが望まれる。

4 別荘地管理事業および温泉管理事業の事業見直しの検討について（意見）

別荘地管理事業は、旧開発公社が別荘分譲を行った後、別荘地の巡回警備等を請け負っている事業である。

このような事業は民間でも行われており、観光協会が関与すべき必要性は乏しいと考えられる。

一方、温泉管理事業は旧開発公社が分譲した別荘地に引いている温泉の配管の保守・点検等を行っている事業であるが、地元市町村等で対応が可能と考えられるため、あえて観光協会が行うべき必要性は乏しいと考えられる。

以上から、いずれの2事業も民間企業や地元市町村への事業譲渡が可能か、検討が望まれる。

第2部

芸術文化振興事業に係る公の施設の 管理について

第2部 芸術文化振興事業に係る公の施設の管理について

第一 監査の概要

I 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件

芸術文化振興事業に係る公の施設の管理について

III 特定の事件の選定理由

長野県（以下、「県」という。）は、優れた美術、音楽、演劇等の鑑賞機会の充実、国内外での文化交流、地域文化の担い手の育成など芸術文化活動を振興する責務を負っている。また、芸術文化は第1部で取り上げた観光事業を支えるインフラ的な役割をも果たすものである。県は、このような芸術文化の普及と発展を図るために公の施設を整備し事業活動を行っている。

公の施設の管理運営については、地方公共団体は、従来、その出資団体或いは公共団体等にしか委託することはできなかった。県も芸術文化関係の施設については、その出資団体である財団法人長野県文化振興事業団に委託してきた。しかし、このような芸術文化施設の管理運営方法については、平成12年4月以降「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（以下、「公務員派遣法」という。）の施行に伴い県職員の派遣に一定の制限が課され、また平成15年の地方自治法改正によって指定管理者制度が導入されたこととなつたこと等の状況変化に伴い見直しが迫られている。一方、県の厳しい財政状況等から現在、県外郭団体の見直しが進められており、その中においても、公の施設の管理運営のあり方について議論がなされている。

このような施設の管理運営方法の見直しは、施設の一層の有効活用と効率的な運営を目指したものであり、この成否については県民の関心が高い。従って、県の芸術文化振興事業に係る公の施設の管理状況を調査し、その法規準拠性、適切性を監査することが重要と判断した。

IV 監査の着眼点

芸術文化振興事業に係る公の施設の管理における法規準拠性等及び適切性

V 主な監査手続

- 1 県の保有する公の施設を視察した。
- 2 施設の管理運営のための固定資産、美術品等の管理状況を検討した。

- 3 公の施設の事業の運営、財務事務について質問するとともに、関係書類を閲覧し、検討を行った。
- 4 それぞれの施設の改革方針を確認し、将来的な課題についてヒアリングを行った。

VI 監査実施期間

平成 16 年 9 月 27 日～平成 17 年 3 月 17 日

VII 監査の対象とした期間

平成 15 年度（必要な範囲で過年度に遡及する）

VIII 包括外部監査人の事務を補助した者

公認会計士 清水 涼子
公認会計士 井上 光昭
公認会計士 弓場 法
公認会計士 高岡 敏夫
公認会計士 富田 哲也
公認会計士 植村 泰弘
弁護士 北河 隆之

IX 利害関係

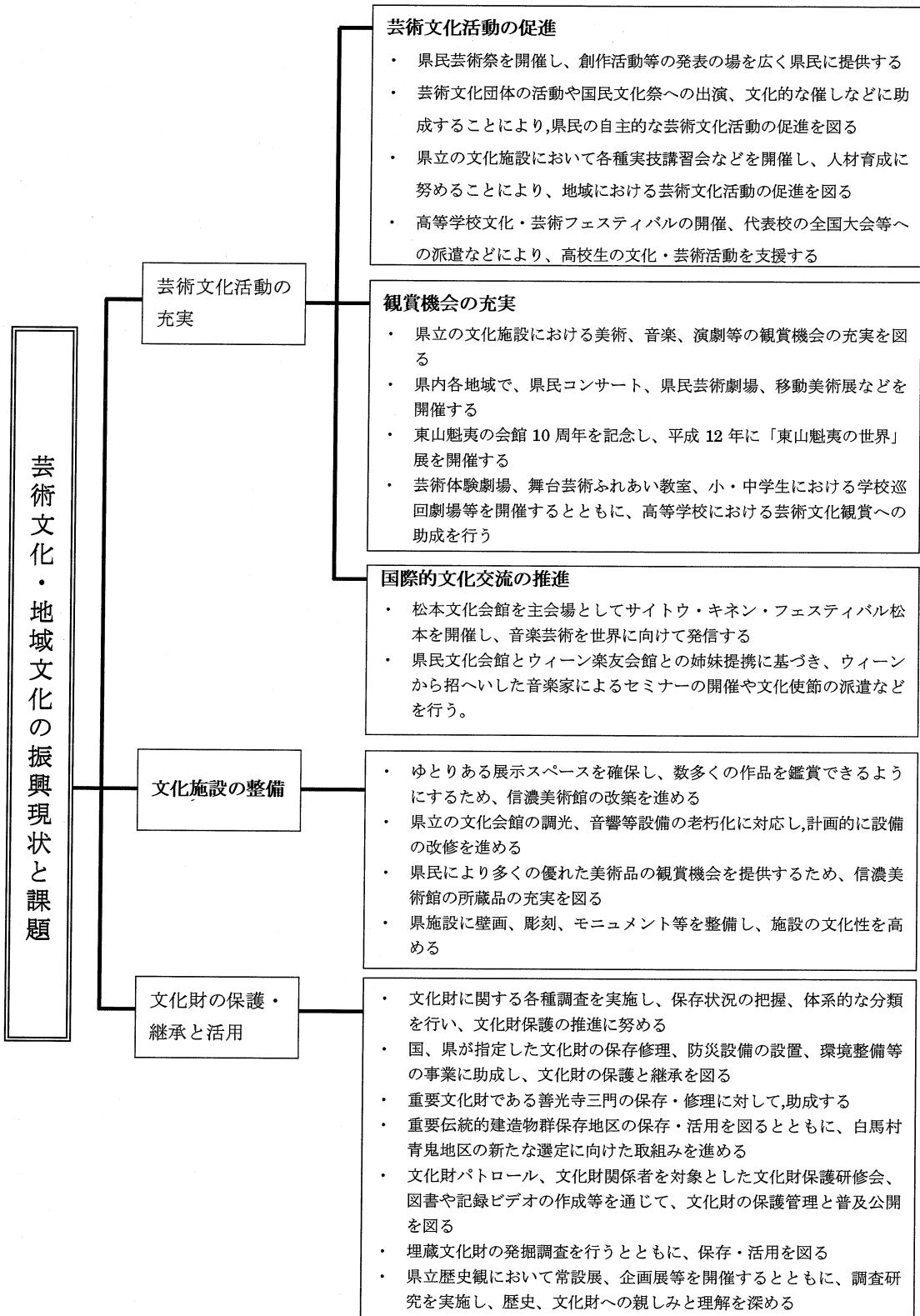
なし

第二 県の芸術文化振興政策について

I 平成 15 年度までの芸術文化振興政策

平成 15 年度までは、平成 11 年度に策定された平成 12 年度から 16 年度までの 5 カ年間を対象とする第 2 次中期総合計画に沿って芸術文化振興政策が展開されてきた。

そこでは施策の展開が以下のように計画されていた。



(出典：第2次中期総合計画)

上述の施策のうち、芸術文化の振興は生活文化課が、伝統文化・文化財の保護は文化財・生涯学習課が所管している。

しかし、県財政の悪化とともに設備整備計画は中断し、県民芸術劇場も廃止、文化使節派遣は一切行っていないのが現状である。このような状況から以上の総合計画については見直しが迫られている。

II 今後の県の役割

県の厳しい財政状態からして今後は税金投入に対する考え方を絞り込んでいく必要があることが認識されている。さらに、今後の地方公共団体のあり方、地域社会の目指すべき姿を考える際に、県の役割として、県民に芸術文化に係る啓蒙の機会の充実というより機会の提供に重点を置き、補完的役割に徹する方向が示されている。監査時点ではまだ具体的な新芸術文化振興政策について説明を受けることができなかつたが、県の芸術文化振興政策は現在過渡期にあるといえる。

長野県総合計画審議会最終答申「未来への提言～コモンズからはじまる、信州ルネッサンス革命」（平成16年3月15日）は今後のすべての政策の方向性のよりどころとなるものであるが、これによれば、「コモンズから始まる、信州ルネッサンス」を通じて実現を目指す豊かな社会とは、誰もが自分たちの可能性や個性を生かして未来へ挑戦し、自分たちなりのしあわせの基準を見つけ出せる社会、地域の持つ潜在的能力や多様性が価値あるものとされ、自らの手で明るい将来を創造できる社会である。「コモンズ」とは、ゆたかな社会に必要な「大切なもの」を、自らの思いをもとに生み出し、育み、あるいはその機能が十分に生かせるように管理、維持し、それぞれの地域的、文化的環境に応じて、市民の生活に最も適したかたちにするための協働の仕組みである。この中で、行政の役割として、以下のように「補完性の原理」が明言されている。すなわち、「行政の役割として、個人や家族で解決できないことは中間レベルの自治体が解決し、そこでも解決できないことを国が解決していく」というヨーロッパ地方自治憲章で規定している『補完性の原理』の考え方を通じるともいえる。」

このような補完性の原則に沿って、今後の県の芸術文化振興政策が展開されていくものと思われる。

第三 財団法人 長野県文化振興事業団の概要

長野県の所有する文化施設の管理運営に中心的な役割を果たすのが、財団法人 長野県文化振興事業団（以下、「事業団」という。）である。以下は、事業団の概要である。

I 設立

1 設立年月日

昭和 54 年 9 月 12 日

2 設立目的

寄付行為に定められた目的は、次のとおりである。

第3条 事業団は、長野県が委託する文化施設及びその他の施設の管理運営並びに埋蔵文化財の調査及び研究その他必要な事業を行い、もって長野県民の文化の向上に寄与することを目的とする。

第4条 事業団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 長野県から委託を受けた文化施設及びその他の施設の管理運営
- (2) 埋蔵文化財の調査、研究、保護思想の普及等
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

II 沿革

事業団が作成した概況書の記載によると、次のとおりである。

経済の高度成長期を経て、人々の関心が「心の豊かさ」に向けられた昭和 50 年代、県は、県民の文化施設の充実を求める声に応え、文化会館及び創造の森の設置計画を進めた。

昭和 54 年に飯田創造館、昭和 55 年に佐久創造館を建設し、その後昭和 57 年に県民文化会館、昭和 63 年に伊那文化会館、平成 4 年に松本文化会館を建設した。

県は、この計画を進めるにあたって、弾力的な事業の実施と文化施設の効率的な管理運営を行うための組織体制を検討し、民法 34 条に基づく公益法人として財団法人長野県文化振興事業団を設立した。

また、県は、既に設置されている信濃美術館と平成 6 年に新設された県立歴史館の管理運営を、さらに平成 10 年には、それまで独立法人として機能していた財団法人長野県埋蔵文化財センターが当事業団に統合されたことに伴い、埋蔵文化財センターの事業をそれぞれ当事業団に委ねることとなった。

「主たる事務所」（事務局）は、当初、県教育委員会文化課内に設置されたが、昭和 58 年から現在の県民文化会館内に移されている。

III 組織の概要

1 基本財産、正味財産

基本財産は、20,000,000 円であり、すべて県の出捐による。平成 16 年 3 月 31 日現在の正味財産額は、47,190,694 円である。

2 人員

平成 16 年 11 月 1 日現在

(1) 役員 理事 13 名 監事 2 名

(2) 職員

区分	人 数
事業団プロパー	33 名
事業団プロパー非常勤	2 名
県派遣職員	24 名
県教育委員会派遣職員	42 名
県OB 職員	2 名
県教育委員会OB 職員	11 名
臨時的任用職員	8 名
期間限定雇用職員	10 名
小計	132 名
臨時職員	21 名
合計	<u>153 名</u>

(注) 理事と職員を兼務する者が 1 名いる。したがって、役員と職員の合計は 167 人である。

また、常勤職員は 130 名である。

これによると、常勤職員 130 名のうち、県および県教育委員会派遣職員が 66 名 (50.0%)、それぞれのOB 職員が 13 名 (9.8%) おり、県職員の関与割合が極めて高い。

組織別の上記の区別人員数は表 2-1 のとおりである。